

## 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をし、昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記がなされた。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額916円)を下回らないよう、適切な水準を確保すること。
- 3 最低賃金引き上げと同時に、中小零細企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月12日

北海道遠軽町議会

提出先 北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長